

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

従業員慰安旅行費用の裁決

Q：従業員の慰安旅行費用について、福利厚生費となるか、給与となるかについて争われていた事案があるそうですが、内容を教えてください。

A：九州、ハワイ、沖縄への慰安旅行についての福利厚生費処理を税務署から否認され、これを不服として争われていたものです。

【解説】

問題となった慰安旅行は、建設土木業を営む同族会社が実施したもので、役員、従業員、アルバイト、家族が参加し、会社が負担した参加従業員1人当たりの旅行費用は、平成5年九州約19万円、平成6年ハワイ約45万円、平成7年沖縄約26万円となっています。

同社は、これらの慰安旅行費用についての福利厚生費処理を税務署から否認され、これを不服として審査請求におよんだものです。

審判所はこの事案について、社会通念上一般的に行われていると認められる範囲内の福利厚生行事としては、あまりにも多額であり、また、従業員等の家族等が参加し、その旅行費用までほとんど全額負担していることを考慮すると、この慰安旅行が社会通念上一般的に行われていると認められる範囲内の福利厚生行事と同程度のものとは認められず、給与所得として課税するのが相当としています。

慰安旅行について通達では、現状では4泊5日程度を限度とし、実務上は会社負担10万円程度が福利厚生費処理の限度となっていますが、今回の裁決もこの通達に添った内容となっています。

